

日・独・仏における被用者保険(医療)における
保険料率及び労使負担割合

<p>日本 (2009)</p>	<p>8.2%^{※1} 労使折半</p>
<p>フランス (2008)</p>	<p>13.85%^{※2} 被用者:0.75%、事業主:13.10% 別途、年金・医療・介護・家族手当を目的とした「一般社会拠出金」として、 労働所得に7.50%賦課(うち医療分:5.29%)</p>
<p>ドイツ (2009)</p>	<p>14.6%^{※3} 労使折半</p>

※1 全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率

※2 民間商工業の被用者、公務員、年金受給者を対象とした一般制度における保険料率

※3 公的医療保険における保険料率